別表十七の三（一）　記載要領

1　この表は、外国法人が法第142条の３（保険会社の投資資産及び投資収益）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「投資資産の額」の各欄は、保険業法施行規則第47条各号（資産の運用方法の制限）に掲げる方法により運用を行う資産について外国法人の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている金額を記載すること。

3　「責任準備金相当額　⑺」の欄は、外国法人の当該事業年度終了の時において保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第116条第１項（責任準備金）に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載すること。

4　「支払備金相当額　⑻」の欄は、外国法人の当該事業年度終了の時において保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第117条第１項（支払備金）に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額を記載すること。

5　「恒久的施設に係る責任準備金の額　⑼」の欄は、外国法人の当該事業年度終了の時において恒久的施設に係る責任準備金（保険業法第199条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第116条第１項に規定する責任準備金をいう。）として積み立てられている金額を記載すること。

6　「恒久的施設に係る支払備金の額　⑽」の欄は、外国法人の当該事業年度終了の時において恒久的施設に係る支払備金（保険業法第199条の規定により読み替えられた同法第117条第１項に規定する支払備金をいう。）として積み立てられている金額を記載すること。

7　「令第187条第３項第１号に掲げる金額　㉓」から「令第187条第３項第３号に掲げる金額　㉕」までの各欄に金額の記載がある場合には、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。